

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	建設業許可番号
株式会社有路工務店	茨城県ひたちなか市共栄町8-13	2-001320

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可,「3-」は他
県知事許可を表す。業者番号「4-」は茨城県建設コンサルタントの有資格業者番号,
「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和8年8月28日 ～ 令和8年9月27日(1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社有路工務店は、本市発注の5-28A号線外1路線区画道路改良
工事(R7都再六区第25号)において、令和8年8月7日、4トンダンプ
トラックが後退する際に、安全管理上の指導が徹底されていなかったため、
4トンダンプトラック等に給油をするため現場に訪れていた従業員が軽傷
を負う事故を発生させた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第1
に掲げる(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)第5項(4)に
該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切 であったため、公衆に死亡者又は負傷者を生じさせ、又は 損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 (1) 公衆に複数の死亡者を生じさせたとき。 (2) 公衆に死亡者を生じさせたとき。 (3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が 生じたとき。 (4) 公衆に負傷者(軽傷)を生じさせたとき。 (5) 重大な損害を与えたとき。 (6) 損害を与えたとき。	当該認定をした日から 4月以上6月以内 3月 2月以上3月以内 1月 2月以上3月以内 1月以上2月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-2457